

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

祐徳グループのバス事業を経営する 2 社は、運輸マネジメントを確実に実施するために、下記のとおり平成 29 年度も引き続き安全輸送の徹底に取り組んでまいります。

記

I. 運輸事業理念

私たちは、安全・安心はすべての業務に優先します。

II. 輸送の安全に関する基本方針

当社は、社訓を旨とし輸送の安全確保を促進し安全の対策に万全を期すとともに輸送の重要性を徹底する。

III. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

- 1. 人身事故ゼロ
- 1. 有責事故の撲滅
- 1. 法定速度超過撲滅
- 1. 法令順守の徹底

IV. 事故発生状況（有責事故）及び目標

	事故種別	祐徳自動車(株)		祐徳バス(株)	
		目標	件数	目標	件数
平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日)	死亡・重大事故	0	0	0	0
	飲酒運転	0	0	0	0
	人身事故	0	0	0	2
	物損事故（有責事故）	20	27	4	12
平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日)	死亡・重大事故	0		0	
	飲酒運転	0		0	
	人身事故	0		0	
	物損事故（有責事故）	20		4	

V. 平成29年度年間安全重点目標（輸送の安全の確保への取り組みについて）

輸送の安全に関する目標を踏まえて、平成29年度は年間重点目標として次のような目標に具体的に組み込んでまいります。

1. 事故0・苦情0の達成

責任事故を無くすのは勿論の事、有責事故件数は平成28年度目標が達成できなかった為、今年度も前年度の有責事故件数を目標に掲げ削減は必達をして、当社のバスをご利用いただいているお客様の車内事故を含めた事故防止と、全ての業務に対し様々な方から苦情を頂かないような、親切丁寧な対応をして本来の目的は事故0・苦情0を目指す。

2. 火災、盗難の防止

車両火災も含め、社会的に注目を浴びる火災や盗難についても、社員一丸となって問題意識を持ち予防活動をする。

3. 子どもと高齢者の交通事故防止

少子高齢化社会の中、交通弱者と言われる子どもと高齢者、特に超高齢者への更なる注意を喚起し交通事故防止に努める。

4. 飲酒運転、過労運転等の防止

大事故につながりかねない飲酒運転については、勤務時間は勿論・勤務時間外の私用での車の運転についても、絶対にあってはならない事案であり、アルコール検知器や携帯モバイルアルコール検知器を有効活用し飲酒運転の撲滅を図り、加えて自己の健康・体調管理をして飲酒運転・過労運転の防止に努める。

5. 気象情報の収集・伝達体制の整備

バスの運行は、気象の変化によって大幅な運行の乱れも予想されることから運行管理者、補助者、運転者等の各担当において様々な情報収集を行い、確実に連絡網に従い伝達を行う。

6. テロ防止のための警戒体制並びにテロ発生時の通報連絡・指示体制の整備

何時何処でどのような人的事案を含めた事件・事故が発生しかねない昨今、日頃からあらゆることを想定した事案に対し、緊急時の連絡網によって通報・連絡・指示を行う。

7. 旅客及び職場における新型インフルエンザ対策の整備

新型インフルエンザを含む伝染病については、予防接種や予防のためのマスクあるいは車両への除菌装置（プラズマクラスター）等の整備等をして、加えて病原菌が入り込まないような体調管理や健康管理を行う。

VI. 輸送の安全を確保するための計画

1. 輸送の安全に関する措置

- ①毎月事故防止対策会議を2社合同で実施する。

この会議は、バス事業部門安全管理連携執行責任者及び2社の安全統括管理者が中心となり各社の営業所長又は運行管理者及び管理職が出席し、発生事故の内容報告及び分析を行いながら事故原因の究明と防止対策を討議すると共に、安全向上に関する意見交換など行い対策を講じる。
 - ②春・夏・秋に交通安全運動、年末年始無事故運動を展開し、期間中は交通安全のリボンを運輸事業に携わる乗務員・非乗務員問わず着用し安全運行の啓発を行う。さらに、毎月1日・20日を事故ゼロの日として定め、役員・管理職による運行営業所・車庫支所へ出向き早朝点呼を実施し無事故への取り組みを指示する。
 - ③乗務員やデジタコ・ドライブレコーダーから、運行現場におけるヒヤリハットの情報を収集し研修などの機会を利用して事故防止運動に活用する。
 - ④毎月13日の会議と25日の役員会及び同日に運輸安全マネジメント委員会を招集し、他社の事故発生情報も含め報告し、当社での安全対策への取り組み状況を報告し対策を講ずる。
 - ⑤指導運転士会議や乗務員班長会議を6月と12月に行い、事故の削減に向けた話し合いを実施し対策を行い、8月上旬社員総会において班別無事故表彰や12月の下期社員総会においては班別無事故表彰と無事故個人表彰を行う。
 - ⑥全社員の健康診断を行い、診断結果をもとに健康管理の個人指導を行うと共に異常が認められた社員については追跡調査や医療機関での治療を推奨していく。また、インフルエンザの予防接種は強制的に接種を受けさせ、外部機関による保健指導も実施する。各営業所には、血圧測定器を設置し血圧のチェックを随時行わせ、加えて携帯型心電計によって動悸等の症状をチェックする。
2. 運行管理者への教育・訓練の実施
 - ①独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する初認診断・適性診断や特別診断を受講させる。
 - ②国土交通省や独立行政法人自動車事故防止対策機構又は民間の損保会社等の主催する様々な安全セミナーを受講する。
 - ③外部講師を招いて運行管理者への教育・訓練を行う。
 3. 乗務員教育・訓練の実施
 - ①乗務員統括指導班長・運転士指導班長・乗務員班長の会議を主催し安全に向けた会社の方針等周知徹底を行い、乗務員からの意見を取り入れ対策を講ずる。

- ②年に2回全乗務員を対象とした乗務員研修を行い、安全運転と接客接遇の向上に向けた取り組みを、外部講師を招いて研修を行う
4. 運転士の再教育・訓練の実施
- 事故惹起者並びに苦情を発生させた乗務員に対しては、再教育を行い事故・苦情の原因究明と再発防止に努めるとともに、懲戒に当たる処分を妥当と思われる者には懲戒や訓戒又は公表を行う。
5. 飲酒運転の撲滅対策
- ①始業・中間・終業点呼に免許証の提示確認とともにアルコール検知器による検査を実施し、検査結果データを保存する。
- ②出先での始業・中間・終業点呼時にもモバイルアルコール検知器を用いて点呼を行い、データを保存する。また、臨時に役員・管理職・運行管理者が宿泊先に出向き乗務員に対しアルコール検知器において検査を行う。
6. 車両点検・整備並びに運行業務点検の実施とその後の対応
- ①始業前車両点検・終業車両点検については、点検項目に従い乗務員が点検し点検結果を整備管理者・運行管理者へ報告し、異常があれば早急に対応する。
- ②祐徳グループ会社の鹿島機械工業株式会社やバス販売会社の整備工場、車両整備委託会社において法定点検項目に従い点検を実施し、安全と安心の向上に努める。
7. 内部監査
- ①内部監査規定に基づき、監査要員において監査リーダーが中心となって内部監査を行い、社長・安全管理連携執行責任者・安全統括管理者・運行営業所所長への内部監査を実施し、結果を報告する。
- ②内部監査結果をもとに、安全管理体制が効果的に実施されているかの改善等も併せて報告する。
8. 輸送の安全に関する設備投資
- ①最新型バス車両への代替・更新を行う。
- ②安心・安全に係る投資については、当初予算へ組み込みデジタコ・ドライブレコーダーについては、全車装着を基本とし代替え車両についても装着する。
- ③車両前方の衝突被害軽減警報装置並びにバック時のバック突を防ぐために衝突被害軽減警報装置を整備
- ④営業所設置の血圧計に記録装置を備え乗務員の血圧を管理する。また、睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査にて異常者の精密検査を実施

- ⑤安全マネジメントセミナー、各種講習、適性診断等を経営トップ以下運輸事業に携わる者の受講
 - ⑥営業所設置のアルコール検知器とモバイルアルコール検知器の更新
9. 事故等発生時の対応
- ①人命救助・安全確保を最優先とする。
 - ②関係機関への通報連絡をする。
 - ③常に冷静沈着に行動する。
 - ④事故車両が後続事故を起こすおそれがある場合は、状況を確認した上で車両を安全な場所へ移動させる。
 - ⑤記憶があいまいにならないうちに、事故の現状（発生日時・発生場所・相手氏名・相手車両登録番号等）を確認し、記録をする。当事者以外の目撃者がいれば氏名・連絡先等確認しておき、ドライブレコーダーの画像や音源についてもドライブレコーダー取扱規程に沿って活用する。
 - ⑥事故等の対応については、全職員にて処理に当たる。当然現場に居合わせた関係者についても事故処理に当たる

Ⅶ. 安全管理規定および輸送の安全に関する組織、連絡体制

1. 安全管理規定は別途資料のとおり定める。
2. 輸送の安全に関する組織・連絡体制は別表のとおり定める。

Ⅷ. バス事業部門安全管理連携執行責任者

祐徳自動車株式会社	常務取締役 バス事業担当	松尾 文敏
祐徳バス株式会社	代表取締役社長	

Ⅸ. 安全統括管理者

祐徳自動車株式会社	取締役 貸切バス事業部長	山本 孝義
祐徳バス株式会社	執行役員 統括部長	山口 守

X. 行政処分の公表

- 2社ともに該当なし

XI. 公益社団法人 日本バス協会 認定の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」認定状況



公益社団法人日本バス協会において実施されている「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について認定が行われ、両社の貸切バスが認定を受けております。

【認定の概要】

- ★★ 認定年月日 平成28年 9月29日（祐徳自動車株式会社）54両
- ★ 認定年月日 平成27年 9月15日（祐徳バス株式会社）24両

この制度は、国土交通省に設置された「貸切バス事業者の安全性評価・認定検討委員会」において、その制度の実施主体に公益社団法人日本バス協会が指定され開始されたものです。貸切バス事業者の安全性に対する取組、状況等を評価・認定する制度です。より安全性の高い貸切バス事業者をお選びいただく際の指標としてご活用ください。「祐徳バス」は、これにより「SAFETY BUS」のシンボルマークを貸切バスに貼付して運行します。★を付けた「祐徳バス」をどうぞ安心してご利用くださいますようお願い申し上げます。

以上